

平成24年第4回葛巻町議会臨時会会議録（第1号）目次

平成24年4月27日

【開会】	1
・出張報告	
・職員紹介	
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	1
日程第2 会期の決定	
【議案第1号～議案第3号】	
日程第3 議案第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に 関し承認を求めることについて	2
日程第4 議案第2号 ホームヘルプサービス等手数料条例の一部を改正する条 例制定の専決処分に関し承認を求めることについて	4
日程第5 議案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ て	7

平成24年第4回葛巻町議会臨時会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成24年4月20日(金)					
招集年月日	平成24年4月27日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年4月27日 1日間					
会議の月日	平成24年4月27日(金) 開会10時00分 閉会10時48分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄	6番	橋場 清廣		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局副主幹兼総務係長	千葉 隆則		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	山下 弘司
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	野表 壽樹			

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成24年第4回葛巻町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

日程に入るに先立ち、諸報告をします。

出張報告をします。

4月20日、輝くふるさと常任委員会行政視察及び政務調査会総会出席のため、野田村及び普代村に出張しました。

4月25日から26日まで、岩手郡町村議会議長会通常総会出席のため、岩手町に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

次に、副町長から発言の申し出があります。

去る4月の町職員の人事異動後、初めての議会でありますことから、職員の紹介をしたいということでもありますので、これを許します。副町長。

副町長 (触沢義美君)

大変ご苦勞様でございます。

4月に異動のありました課長等をご紹介させていただきます。

議員席から向かいます。左側の席からご紹介を申し上げます。住民会計課長兼会計管理者の上小路隆男です。次に政策秘書課長、丹内勉です。次に建設水道課長、山下弘司です。次に総務企画課総合政策室長、服部隆行です。次に同じく財政係長、大川原洋一です。次に、向かいます。右側の席をご紹介いたします。農業委員会事務局長、深沢口和則です。以上でご紹介を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (中崎和久君)

これで、副町長からの職員紹介を終わります。

以上で、諸報告を終わります。

これから、今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により、議長から1番、柴田勇雄君、6番、橋場清廣君を指名します。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期について、本臨時会の招集に当たり、先刻議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長長の報告を求めます。議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長（小谷地喜代治君）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

先ほど9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期、議事日程等について協議しました。

その結果、会期は本日27日1日間とし、会期内の日程は、議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（中崎和久君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日27日の1日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日27日の1日間と決定しました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配付しました日程案のとおりです。ご承知願います。

次に、日程第3、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

1点だけお伺いをいたします。

たばこ税の関係でございしますが、旧3級品以外のものと旧3級品、二つでそれぞれ、このように改正案が出ております。それで、当初の、24年度の予算計上には35,891,000円という、この予算額が計上になっているわけですが、これを今回改正いたしますと、その影響額、先ほどの町民税の均等割の方の説明はあったわけですが、こちらの方の影響額等については説明がなかったので、これは、どのような形になるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

この規定によりますところの影響についてであります。試算に当たりましては、24年2月までの1年間の課税標準数量を使用させていただいております。そのような関係から、25年4月1日においては不確定な部分もありますことをご了承いただきたいと存じます。旧3級品以外の課税標準数量が8,860,000本ほどございまして、旧3級品が1,240,000本ほどございます。これらの数値によりまして試算いたしますと、5,600,000円ほどの増収が見込まれるものと試算してございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

こういったようなものの予算上の反映ですね、予算措置はどのような形にお考えになっているのでしょうか。今回は条例だけの改正なわけでございますが、予算措置については、どのようなお考えで措置いたしますでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

たばこ税の税率の引き上げに関しましては、25年4月1日からの施行となっておりますので、そういった部分を踏まえながら進めてまいりたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

併せて、両方のような感じですか。均等割の方もそのようなお考えでしょうか。そういうふうな答弁をしていただければ、1回で済むわけなのですが。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

均等割につきましても周知期間等ございまして、今年度につきましても税収に影響ございません。新年度以降になりますので、そういったことでございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第2号、ホームヘルプサービス等手数料条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

ホームヘルプサービス手数料でございますが、大変利用度が低い。それからまた、介護保険制度が充実したというふうな反面、そのようなものが考えられると思っておりますが、この手数料条例で必ず、デイサービス9人というふうなお話ございましたけれども、手数料をいただかなければ、この事業が成り立たないものなのではないのでしょうか。むしろ、このくらいのことであれば、私はこの手数料条例を廃止すべきではないのかなと考えますが、その均衡、均衡と言っても、利用度がわずか9人です。そしてまた、この介護保険の方で、その制度で充実したようなサービスをやれば、この条例そのもの手数料を、わずかな手数料かと思われましても、私はこの手数料条例が廃止でもよろしいのではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

また、今回提案しております基準でございますけれども、これも最近改正したというふうな先ほどのお話ございましたけれども、これは具体的に、例えばホームヘルプサービスの場合、利用した場合には、具体的な手数料の額はどのような形になっているのでしょうか。我々にはその額が見えないわけです。そのホームヘルプサービス、あるいはデイサービスを利用した場合、これに該当するような場合の1時間当たりの単価、そういったようなものはどのような形になっているのでしょうか。以上です。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

お答えします。

まず、始めの手数料のことをございますけれども、これは介護度のない方が利用するものをございますして、葛巻デイサービス等々を利用する場合に、介護を持っている方も1割負担ということをございます。改正されたあとの1割負担ですが、602円ほどになります。それで、介護度を持たない人も同じ1割負担ということでございます602円ほど、1割ほど負担していただくというふうな形で、その介護度を持たない方は町の方の手数料条例で町の方でいただくというふうな形になりますし、介護度を持った方は介護保険制度のもとで行うというふうなことをございます。したがって、現在9名をございます、年々介護度を持たない方も介護保険制度の方に移っていきまして、だんだん、この人数が減っていくというふうなことでございます。

それで、2番目をございます、単価のご質問をございます、ホームヘルプサービスの所要単価をございます、改正前をございます、所要時間が30分以上1時間未満ということで、これが229単位、これを金額に直しますと、2,290円ほどになるものをございます。それで改正後が、これが所要時間20分以上45分未満ということで、これが190単位ということで、1,900円ほどになるものをございます。その次に、所要時間1時間以上ということが、改正前では291単位で2,910円ほどのものが、改正後は所要時間45分以上ということで235単位、金額にしますと2,350円ほどになるものをございます。

それで、デイサービスにつきましては、先ほどもお話しましたが、所要時間4時間以上6時間未満で508単位となっております、金額にしますと5,080円ほどになるものをございます。改正後をございます、所要時間5時間以上7時間未満につきましては602単位をございます、金額にしますと6,020円ということになります。

現在、高砂荘の方では、6時間未満ではなく、6時間以上のデイサービスをしているというふうなことをございます。以上をございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

中身についてはよく分かりましたけれども、介護度を持たない方はこれに適用するというふうなことで、平成12年に介護保険が発足しているわけですが、この部分については、制度の移行期間なわけですよ。制度の移行期間で大変、そういったような介護度をもらえない方を、これで救っていかうというのが趣旨だったわけですけども、もう既に12年も経過しているわけですから、これを今は、先ほど聞いてみますと、デイサービスわずか9人というふうなことで、必ずしも私はこの手数料条例を適用させて均衡

を図るというような問題ではないのではないのかなど。それよりは、むしろ、この予防施策の方をもう少し充実させる工夫をすべきではないのかなど。そういったような意味から、必ずしもこの手数料条例を制定しなくてもよろしいのではないかなどというふうな考えでございますが、その部分については全く触れておりませんでしたので、もう一度お願いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

必ずしも、この手数料条例でなくてもということでございますが、現在9人が利用しているというふうなことでございますので、できれば、この方々をこのまま継続してサービスさせていきたいというふうな、そういった考え方がひとつあります。

そういった中で、このデイサービスでなくても、この介護予防の方に重点を置くというふうなことでございますが、全くそのとおりでございます。今後この介護予防の方に重点を移しながらデイサービスに、現在介護度を持たない方につきましても、できればデイサービスを使わないような形での介護予防に努めていくというふうな部分も、今後そのように進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

健康福祉課長からご答弁申し上げましたが、付け加えさせていただきますけども、介護保険に該当する人、そして、しない人の負担の公平性といいますか、そういう観点から今回この見直しをするものでありますが、まず介護保険制度に則ってサービスを受ける方につきましては、その国の制度に基づいて徴収しているものでありますが、町の分につきましては、その該当しないの方が今度は優遇されるといいますか、そういう立場にいる方々から見た場合の不公平性といいますか、そういったようなこともございますので、今回この公平性を勘案しながら、今回の改正となっているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

なんとなく、先ほどの課長の答弁よりは副町長の答弁が後退したような印象を受けました。

いずれ、この手数料条例に基づいた手数料を頂戴しなければ、その事業ができないと

いうふうなことではなくて、もう、その時代が私は終わったような感じがしますので、そうでなくても、こういったような必要な部分については町独自で、無料でも、やはりやっていくべきではないのかなど。そして、この介護度を減らすような工夫もしなければならぬわけですが、その均衡と言いますけども、ある意味では、このデイサービスの部分についても、その基準とか、そういうふうな部分については、なかなか見えづらい部分があるわけですよ。ですから、こういったような部分については、もう12年も介護保険制度ができてから経っておりますので、こういったような部分、見直しをする部分については見直ししながら、そのデイサービスの使用の方法についても検討すべき時期ではないのかなど、一言付け加えて終わります。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、ホームヘルプサービス等手数料条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（鈴木重男君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。6番、橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

議長にお伺いをして発言、私のお願いが、あるいは適切かどうかをちょっと協議、判断をいただきたいのですが、今回の人事案件は前任者の残任期間ということであり、こういったケースはなかなかないわけで、この件については、なぜお辞めになる

のかということも多くの方々が今気にしておられます。今ここに本人もご出席いただいておりますので、その理由などを述べる要望が、果たして適切かどうか分かりませんが、議長のご判断で協議をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

ただいまの橋場議員の質問については、議長としては不適切と考えます。

ただいまの提案事項は新任者に対する同意案件でありますので、その趣旨に沿って発言を願いたいと思っております。

6番（橋場清廣君）

分かりました。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を省略し、採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、今日の議事日程はすべて終了し、本臨時会に付された事件は全部終了しました。

これで、今日の会議を閉じます。

平成24年第4回葛巻町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

（閉会時刻 10時48分）